

総務委員会記録

とき 令和8年3月23日

国分寺市議会

総 務 委 員 会

令和8年3月23日（月）

○ 出 席 委 員

委 員 長	森 田 たかし
副 委 員 長	小 坂 まさ代
委 員	だ て 淳一郎
	はぎの 英 輔
	新 海 栄 一

○ 欠 席 委 員

委 員	鈴 木 ちひろ
-----	---------

○ 審 査 事 項

- 1 議案第50号 国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について

《報 告 事 項》

- (1) その他

午前10時04分開会

○森田委員長 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

審査事項の順に進めて参ります。まず議案の審査を行います。



○森田委員長 **議案第50号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。
担当より説明を求めます。

○桑田市民課長 それでは議案第50号、国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について、説明いたします。本日はお時間いただきましてありがとうございます。

令和8年2月24日の総務委員会で御審査いただくところ、議案の一部を修正する必要があると、議案を撤回させていただきました。本日、改めまして御審査をお願いするものでございます。

改正の経緯といたしましては、令和7年6月1日に恋ヶ窪市民サービスコーナーを開設いたしました。令和7年1月1日に市庁舎が泉町二丁目2番18号に移転したことにより、旧庁舎の近隣住民は市役所が提供していたサービスを受けられなくなることにより、市民生活に影響が出ると考え、新たに恋ヶ窪市民サービスコーナーを西恋ヶ窪二丁目33番地3、第6庁舎に設置し、市民サービスが低下しないよう対応して参りました。しかしながら、設置してからの利用状況が思わしくなく、費用対効果を考え、令和8年5月1日付で廃止するというものでございます。

当初は令和8年6月1日付けの廃止を考えておりましたが、2月20日に行われました厚生文教委員会で報告がありましたとおり、市民室内プールにある生きがいセンターこいがくぼについて、特定天井改修工事の現地調査を実施したところ、1階多目的室の屋根が建築基準法上の耐火構造の要件を満たしていないことが判明いたしました。生きがいセンターこいがくぼが使用できなくなったことから、庁内で代替施設を検討いたしました。そこで恋ヶ窪市民サービスコーナーを代替施設として利用するという結論に至っております。そのため、代替施設として少しでも早く恋ヶ窪市民サービスコーナーを利用できるよう、廃止期日を条例の施行日である令和8年6月1日から、令和8年5月1日付で廃止するということにいたしました。

新旧対照表を御覧ください。条例第2条の恋ヶ窪市民サービスコーナーに係る名称、位置、所管区域の部分を削るものでございます。

施行日は令和8年5月1日といたしたいというものでございます。

御説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○森田委員長 担当の説明が終わりました。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○はぎの委員 丁寧な御説明ありがとうございました。

私の方からは一点だけなんです、今の提案理由も含めまして、御理解いただけるのではないかなというふうには思っておりますけれども、市民の皆様に対しての周知の部分で手法またはホームページ等では、どういったスケジュールで行われるか確認させてください。

○桑田市民課長 おっしゃる通り、市民の周知は大切だと考えてございます。

まず市報の方は、この議案がお認めいただければ、4月1日号に掲載したいと考えてございます。

市ホームページの方は、この4月1日より前に、この議案をお認めいただいた後、今週中には掲示

したいと考えております。

それ以外の周知といたしましては、LINEによるプッシュ通知を考えておりますとことと、あと近隣の自治会町内会への回覧版をお願いすることで周知すること。それから、ぶんバスにポスターを貼って周知したいと考えてございます。

○はぎの委員 分かりました。ぜひ今、確認できた内容で進めていただけることをお願いしまして、終わりたいと思います。

○だて委員 今のところで、張り紙とかなんか看板を立てたりとか、現地での早めの周知については、今日の議案が認められて以降に何かそういったものはやらないのですか。

○桑田市民課長 おっしゃる通り、廃止後もいらっしゃってしまうことも考えられますので、第6庁舎の入口には、4月30日をもちまして廃止するということは何か掲示したいと考えてございます。

○森田委員長 他にありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 以上で質疑を終了しますが、私の方からも、どれだけ周知しても結構来る方がいると思いますので、張り紙をしてそこに連絡先とか電話番号とかをしっかりと分かるような形で大きく記載しておいていただくなどしてください。よろしくお願いします。

それでは他に質疑がないようですので終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 討論なしと認めます。

それではこれより採決いたします。

本案を原案の通り決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○森田委員長 全員賛成。

よって本案は原案の通り可決されました。

_____ ◇ _____

○森田委員長 次に、報告事項を受けたいと思います。

報告事項1番 **その他**について御報告をお願いいたします。

○桑田市民課長 資料はございません。口頭で報告させていただきます。

今回条例改正をお認めいただく関係で、令和8年度の市民課予算、その他市民課事務に要する経費と恋ヶ窪市民サービスコーナーに要する経費につきましては、この後開催される補正予算審査特別委員会にお諮りして、減額等を行っていきたいというものでございます。

よろしくお願いいたします。

○森田委員長 報告が終わりました。

質問のある方は、いらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森田委員長 それではこの件について報告を終了いたします。

ほかに報告事項はございますか。

○岡田スポーツ振興課長 今回、同時補正をお願いしている案件について、御報告を申し上げます。

まずこの度、市民室内プールと生きがいセンターこいがくぼにつきまして、全館利用停止となり、大変申し訳なく存じてございます。そのため先ほど申し上げましたが2月20日から利用者の安全を第一に全館利用停止とさせていただいているところです。

この件に伴いまして、今回ですけれどもその屋根の改修の設計と、その他法に適合していない箇所がないかどうかの確認を急ぎ行う必要があります、今回補正予算をお願いしているということになります。

補正額としては808万4000円ということになります。

報告は以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

質問等ございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長 それでは、この件についての報告を終わります。

続きまして、他に報告はございますか。

○佐藤秘書課長 2月24日の総務委員会で、J R中央線コミュニティデザインの株式交換について報告をした際に、はぎの委員から御質問がございました件について、回答させていただきます。

まずは長らくお時間を頂戴いたしまして、誠に申し訳ございませんでした。

御質問ですが、地方自治法第96条第1項第6号に規定する財産の交換について、今回の案件が議会の議決を必要としないというふうに判断した法的根拠は、というものでございました。

この地方自治法第96条第1項第6号に規定する財産の交換につきましては、市が当事者となって市の意思で契約締結をして、財産を交換する場合に該当するものと考えます。

今回の場合は、J R中央線コミュニティデザインとJ R東日本との間で行われる会社法に基づく組織再編に伴う株式交換であることから、市が当事者となって交換するものではございませんので、地方自治法の規定には該当しないと判断をいたします。

確認が不十分で申しわけございませんでした。

なお、先日の総務委員会の資料でお示ししましたスケジュールの通り、3月17日に株式交換が施行されましたことを併せて御報告いたします。

○はぎの委員 御説明いただきありがとうございました。

私も個人的にも調べてみましたら、市は当事者になりえないということで、全く同じ見解といえますか、私の方でも確認をさせていただきましたので、ありがとうございました。

○森田委員長 他に質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長 ないようですので本件の質問を終わります。

他に報告事項はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○森田委員長 ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

それでは以上で総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

午前10時15分閉会